

令和５年度第２回徳島県農林水産関係事業適正化委員会

○会議概要

１ 日時 令和６年３月１８日（水）午前１０時から午前１１時３０分まで

２ 場所 徳島県庁６階 ６０１会議室

３ 出席者

【委員】（５０音順 敬称略）

内山 眞弓 特定非営利活動法人 徳島県消費者協会 常務理事

田中 里佳 税理士法人 田中会計事務所 公認会計士

内藤 真由子 ケーブルテレビ徳島株式会社 営業戦略部 課長代理

橋本 直史 徳島大学 生物資源産業学部 講師

松木 均 徳島大学 生物資源産業学部 学部長

森本 尚子 株式会社キョーエイ 安心安全部 副部長

【県】

松本 修一 農林水産部副部長

太田 隆久 農山漁村振興課長（農林水産部次長）

福良 憲市 農林水産政策課長

圓藤 勝義 みどり戦略推進課

金子 和親 鳥獣対策・ふるさと創造課長

４ 議事

（１）強い農業づくり総合支援交付金

（２）環境保全型農業直接支払交付金

（３）消費・安全対策交付金

（４）中山間地域等直接支払交付金

（５）中山間地農業ルネッサンス事業

５ 議事概要

(1) 強い農業づくり総合支援交付金

[委員]

ヴェリタス株式会社の5. 成果目標について

①輸出：現状109万円から目標（R9）1億円は可能（妥当）な目標ですか。根拠があれば教えてください。

②確かに現在、「いちご」は高収益作物に位置付いていますが、将来的には競合も増えることが予想されます。そして、単品かつ設備投資が高額な経営リスクがあるとも考えられますが、経営的なリスク分散は採られていますか。

[県]

①について、本計画は、目標年度である令和9年度にいちごを71.8t出荷するための施設整備計画です。71.8tの内訳ですが、台湾向けが46t、国内向けが25.8tです。71.8t出荷できる根拠について、現状の施設面積の3倍になっていること、また、単位面積あたりのベッド長が1.83倍長くなり、単位面積あたりの収量が7.2tまで増加できることが挙げられます。以上により、現状よりも約5.7倍収量が増えますが、適切な栽培管理を実施することで、十分、目標達成が可能であると考えられます。

また、台湾につきましては、日本産いちごの輸出先として第2位の国・地域です。このことから、市場としてのポテンシャルが非常に高く、計画した数量は出荷できると考えております。

②について、計画の約4割は国内マーケット向けを考えております。また、連携した輸出事業者を通じて、台湾以外の国・地域へ出荷することが可能です。さらに、実施主体であるヴェリタス株式会社は、いちごの他に、トマト・ミニトマトの養液栽培にも取り組んでいます。以上のことから、経営的なリスク分散を図られていると考えております。

また、ヴェリタス株式会社は、県内のいちご生産者としては初めて農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律に規定されている輸出事業計画の認定を受けています。さらに、令和4年度補正事業の農林水産省補正事業GFPフラグシップ輸出産地形成プロジェクトにおいて、中国四国地区で唯一採択を受けており、県・輸出事業者と連携して取組を進めているところです。

[委員]

成果目標として10a当たり収量が84%以上増加かつ出荷額10倍以上を掲げられており、現在の人材だけでは対応できないと予測されますが、その施設を運営し、目標収量を生産できる人材の確保はできていますか。

昨今の人手不足から、「設備はあるが人がいない」と計画を実行できないケースも存在します。

[県]

本計画で必要な人員については試算しており、圃場管理業務として、役員2名・常時雇用1名・パート9名、出荷場業務として、常時雇用2名・パート9名を想定しています。ヴェリタス株式会社では、人材確保の方法として、ハローワークや徳島県農業会議からの紹介に加え、外国人研修生の雇用も積極的に進めており、人員の確保は、順調に進んでいると聞いております。

[委員]

今回のいちごは台湾向けということですが、その他の国についての計画はありますか。

[県]

本計画の中では、台湾向けのみで考えているところですが、他の国・地域としては、香港への輸出も可能です。

[委員]

いちご栽培のことについて、阿波市では広く栽培されていますが、県内で他に頑張っているようなところはあるですか。

[県]

いちご栽培は、県下各地で取り組まれており、佐那河内村のさくらももいちごや県南部のさちのかが有名です。

[委員]

全国的にもいちご栽培は活発ですが、その中で、他県における台湾向けいちごの取組は少ないと考えていいのでしょうか。

[県]

台湾向けにつきましては、日本産いちごの輸出国・地域で、第2位となっていますので、他県においても、取り組まれています。しかし、台湾の残留農薬基準は厳しいので、検疫に引っかかり、日本産いちごのイメージを損なうケースが頻繁に見られています。ヴェリタス株式会社では、残留農薬基準をきちんとクリアできる出荷体制を確立し、徳島県産いちごを台湾に安定供給できるよう、取組を進めています。

[委員]

いちごの取り扱い是非常にデリケートで、輸出にあたっては、輸送に向けた品種を選択されていると思いますが、こちらで栽培される品種は何でしょうか。

[県]

やよい姫、おいCベリーを中心に栽培しています。ご指摘の通り、果皮の柔らかい品種ではなく、傷つきにくく硬い品種を選択しています。

[委員]

ある産地では、いちごハウスの稼働率があまり上がっていないと聞いたことがあります。そのような中で、輸出に取り組むのであれば、いちごのブランド戦略などされていますか。徳島県として、いちごのブランド化はどう考えていますか。

[県]

本計画により、徳島県産いちごが台湾に安定供給できることをアピールし、現地での評価を高めていきたいと考えています。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

[委員]

徳島県・最終評価報告書の P4 にある” IV事業の評価及び今後の方針” について、電子システムの活用・市町村との連携を今後の鍵としています（：この点は異論ない）。

しかし、重要なのは、実施する農家との連携・情報共有でありまして、この点をどう充実させていくのですか？県の意向を教えてください。

[県]

委員御指摘のとおり、職員の人手不足により取組農家との情報共有が課題となってくると認識しております。実際に現地検査等、農業者と接するのは市町村ですので、市町村と十分協議の上、具体的な解決策について検討して参ります。

[委員]

環境保全型農業直接支払交付金の交付状況が徐々に増加している点では、取組がされているように見受けられます。

しかしながら、取組項目として掲げられているうち、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干しなど取り組みのないものもあり、これらが着手されていない要因はどのようなことが考えられますか。

[県]

まず、農地 1 か所に対しては、1 つのメニューのみ申請可能であることから、交付単価の高い有機農業が選ばれやすいのが一点。

また、草生栽培や不耕起播種は、果樹や麦・大豆など品目が限定されており、要件である「化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減」が難しい側面があります。

長期中干しについては、収量減の懸念があり、技術そのものの普及が進んでいないのが現状です。

[委員]

人手不足という問題についてお伺いします。

現状、水稻作における取組割合が大きい中で、今後の支援対象として、取組を取捨選択する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

[県]

県として、取組を取捨選択し、重点化するという方針はありません。適正な申請はすべて受け付けることにしております。

人手不足の問題につきましては、現場の確認事務等を市町村だけに任せてしまうのではなく、県農業支援センターが十分に連携をしながら進めていく必要があると考えています。

[委員]

みどりの食料システム戦略においても、有機農業は大きな目標の一つとなっているかと思いますが、現状は、特別栽培基準から有機農業へ移行するハードルが高く、転換が進みづらいという声もあります。収量・経費の問題に加えて、近年の異常気象も大きな要因です。

有機農業に転換すること自体にリスクもある中、県としてどのように推進していくのか、方針を教えてください。

[県]

委員御指摘のとおり、現状、水稻以外の有機栽培においては、具体的な技術が確立されていないという状況があります。県試験研究機関と連携し、技術開発に向けた検討は必要であると考えております。

[委員]

人材確保について、どの業界でも問題となっておりますが、これに対応できる ICT やロボット技術等の活用が件数として少ないことが気になります。令和5年度実績の1件については、どのような取組ですか。

[県]

具体的な内容については把握できていないので、横展開ができるよう、市町村と情報共有します。

[委員]

みどりの食料システム戦略については、数値目標が大きく設定されていることが注目されています。

現状、達成が難しいという見方もある中、委員から質問のあった ICT の活用など、農業分野も革新的な技術の導入が必要だと思います。

全国的にも有機農業の面積が横ばい状態ということもありますので、達成に向けた新技術の導入も検討してみてはいかがでしょうか。

(3) 消費・安全対策交付金

[委員]

事業の成果を判定する基準値や実績値・達成度を計算するにあたって、それぞれ母数が調査実施した数と設定されていますが、そもそも調査すべき対象数と、調査すべき対象の中での不適切であるとされる割合はどのようになっていますか。

[県]

まず、農薬の適正使用等の総合的な推進における調査すべき対象について、農薬販売店の数は、令和5年4月1日時点で559店です。毎年、100から150店程度に立ち入り、5年ですべての販売店を検査しているところです。例年、15から20件程度の軽微な違反が確認されておりますが、年々違反率は減少しているところです。

次に農薬の使用者数ですが、すべての生産者が対象となるため、実数は分かりかねますが、農林業センサスから推定しますと、2万5千戸程度が調査すべき対象数となります。

今後も農薬を販売する方、また使用される方を対象に農薬の適正使用をお願いするため、啓発活動に努めて参りたいと考えております。

[委員]

① (2) 病虫害の防除の推進

ア(イ)④「ハス」に発生する「アブラムシ類」に対する農薬登録のための試験については、農薬メーカーの合意が得られず、検討を中止した。」とありますが、なぜ、検討を中止したのか、その経緯等を教えていただきたい。

[県]

ハスに発生するアブラムシ類に対する農薬登録の検討を中止した理由についてですが、登録を検討していたものは、いわゆる食用のレンコンとか観賞用のハスではなく、つまものとして利用されるハスの葉やハスの花での登録を検討していました。生産現場から要望のありました農薬について、農薬メーカーへ登録拡大について要望をさせていただいたのですが、農薬メーカーからは要望のあった農薬は多数の作物で登録が取れている殺虫剤のため、作物残留基準値を拡大する余地がほとんどなく、残留基準値の新規設定、引き上げを伴う登録拡大は難しいとの回答があり、本年度の検討を中止したところでございます。なお、生産現場にはアブラムシ対策として野菜類で利用できる食用油やデンプン等を原材料とした人にも環境にも優しい殺虫剤を使用していただくことをお願いしているところでございます。

[委員]

本事業では農薬使用の適正化を図っていただいているところですが、みどりの食料システム基本計画で目標に掲げている、化学農薬の削減等はどうでしょうか。

[県]

先ほども申し上げました原材料がデンプンや食用油の農薬、天敵昆虫など環境に優しいものに切り替えていくように推進し、化学農薬の削減に取り組んでおります。

[委員]

すぐに切り替えるのは難しいと思いますが、有機農業を推進するためには、本事業の取組は表裏一体の関係があると思いますので、しっかりと推進していただきたいと思います。

(4) 中山間地域等直接支払交付金

[委員]

①道府県フォローアップ結果（集落協定）

3. (2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況についてお伺いします。

△×が71で、改善済みが9。

改善の見込みありが62で、3割強を占めています。

なぜ、このような状況になるのでしょうか。

地図の作成が負担になっているとすれば、改善方法はないのでしょうか。

[県]

集落戦略の話し合いによる地図の作成状況については、集落段階の評価を市町村段階で評価することになっており、国の評価基準によって、機械的に決定されるものになります。そのため、ある程度地図の作成に取り組んでいたとしても、評価に△や×がつく協定が多い状況となっています。中間年評価については、地図の作成が進んでいないという状況であり、要因としては、令和2年から4年にかけて新型コロナウイルス感染症の流行で協定内の話し合いが十分に進んでなかったことが挙げられます。地図作成のフォローアップとして、地域内の話し合いの場において、地図に用いる航空写真や土地利用が分かる図面等を共有し、協定参加者だけでなく、地域住民や関係組織等の担当者等の参加を推進を考えておりますので、各市町村と連携して集落協定への指導助言と集落戦略の作成等について支援の更なる強化をしていきたいと考えております。

[委員]

2020年農業センサスでは、集落の耕地率（営農面積／農地面積）が30%以下を示す集落数が4市町で90%以上に達していました。それ故、当事業だけではこの趨勢を止めることは不可能であり、包括的な支援が必要と考えます。そこで、農村・集落を支援する他の事業はどのようなものがありますか。簡潔で良いので教えてください。なお、当事業の意義、重要性は認識しておりまして、現在以上の支援が必要と考えている上での質問と御理解ください。

[県]

中山間地域は耕地面積の４９％、農家戸数の５９％を占める重要な地域となっています。そこで本県で実施している農村・集落を支援する事業として、いくつかご紹介させていただきます。

まず、サルやシカ、イノシシの野生鳥獣による被害の深刻化に対応するため、市町村協議会等が集落ぐるみで実施する、捕獲や防護柵の整備等の被害防止活動を総合的に支援する「鳥獣被害防止総合支援交付金」。

次に、農業・農村の農地、水路及び農道等の地域資源を守るための活動を支援する「多面的機能支払交付金」。

さらに、集落機能の維持発揮に向け、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成を推進し、地域資源の保全・活用や地域の課題解決にかかる実証事業の取組を支援する「地域で支え合う農村 RMO モデル形成支援事業」。

最後に、中山間地域において、農山漁村地域と企業の社会貢献活動のニーズをマッチングしている「とくしま農林漁村応援し隊制度」。

これらの支援により、包括的な支援を行っているところです。これらの事業を効果的に組み合わせることによりまして、農業振興、集落の活性化など中山間地域の振興に寄与するものと考えており、今後も市町村と連携しまして取組の支援をしていきます。

[委員]

アンケートでは、１０年後について調査されていますが、５年後などではなく、なぜ１０年後なのでしょう。

[県]

現在作成している集落戦略では、およそ５年後の将来の姿を作成して頂いておりますので、その先の１０年後にどこに重点を置いて対策を実施するかということを想定して調査を行っております。

[委員]

ここ数年、食料・農業・農村基本計画の見直しで、これまでの大規模で効率的な農家を育てていく構造政策から、今後は小規模な農家や非農家でも農村を支えていく施策の方向性が示されたりしているのですが、中山間の制度に関しては何か変化などはあるのでしょうか。

[県]

中山間地域等直接支払交付金については、地域の実情に応じて、中間年評価と今回で最終評価を行って、様々な課題が分かってきておりますので、今回第五期の評価をしまして、最終年の来年度に国の方で最終評価をして、今後の対策の方向性が出されるという仕組みとなっています。国には、現在の状況を踏まえて、今後より良い形に改善されていくようお願いしているところです。

[委員]

中山間地域は、集落を離れて農業を行う方も多く、少子高齢化や過疎化などが非常に深刻な問題となっているのが現状です。国と同じように中山間地域の活性化を図っていくのではなく、徳島独自の大きな思惑とビジョンで取組を推進していただきたいと考えております。県西のような観光産業などに繋げて何かできたらという思いがあるのですが、県で考えていることがあれば教えていただきたい。

[県]

費用対効果でいうと、その人口減少などで非常に難しいという状況にあるかもしれませんが、中山間地域で農業を営んでもらうことで、多面的機能が発揮されており、また徳島県の美しい景色を構成するなど、観光振興にもつながっております。西部の方であれば世界農業遺産として認められて、農村文化等を維持するということも含めて繋がっており、徳島県全体としては、中山間地域の農業振興は必要と考えております。

[委員]

本事業で、自分たちの地域を自分たちで守っていく取組に対して交付金を出すということは、大変素晴らしいことであると思います。しかし、本事業の対象者自体が減少してきており、中山間地域自体が厳しい状況になっている中で、他に何か外部からの投入や支援が必要だと思います。方向転換をしても状況は厳しいのであれば、構築し直すというような政策に力をいれるべきだというふうに感じました。

集落維持ができない等、人口減少の影響が大きく出てしまう時期を想定した上で逆算して、10年ではなく、もう少し早いうちに何か違う政策も同時に始めるべきであると考えております。もっと抜本的な違う改革が必要なのかなと思いました。

[県]

農村 RMO など新たな動きもあり、新しく農業者でない方にも関わってもらいまして、活性化していきたいと考えております。人口減少には逆らえないところはありますが、いろいろ工夫しながら、国の制度・予算を活用し、難しい面がありますが、地域で頑張っていけるよう取り組んでいきます。

(5) 中山間地農業ルネッサンス事業

[委員]

今後も中山間農業の支援の一層の拡充は必要であり、諸事業を積極的に推進して頂きたいと考えます。その上での質問になりますが、農村 RMO について。

当方の所感として、現状の農村 RMO の事務局（：地域住民）には多大な労力負担がかかっていると思います。この点の改善が、今後の農村 RMO の成否を左右すると考えますが、県側としては状況をどのように認識し、どのような意向を持っておられますか。可能な限りで教えて頂きたい。

[県]

現在、県内では、農村 RMO 形成推進支援事業が阿南市加茂谷地区、阿南市椿地区、美波町赤松地区の三地域で取り組まれています。この事業の実施主体は、地元の皆さんが自ら設立した地域協議会として、持続的な地域づくりに向け、大変、頑張ってくださいいております。

委員のおっしゃるとおり、持続的な地域づくりのためには、その取り組みにおける事務等の労力の軽減、これが大変重要であり、まずは県と関係機関がこの地域協議会に寄り添って伴走的な支援を行いたいと考えております。本年度、県では、地域にとって特に負担の大きい農村 RMO の形成に向けました「将来ビジョンの策定」にかかる講師の派遣や、ワークショップの開催等について、本県独自の施策である「あわの農山漁村魅力創生事業」により、これらの事務や諸経費を県が支援することで、地域の皆様のサポートしています。

令和6年度には、国の農村 RMO 伴走支援事業を活用しまして、専門的な知見を有する企業などを中間支援組織として、それを核に伴走支援体制を構築することにより、より効率的に農村 RMO の形成を支援することを考えております。

また、この地域での活動を持続的なものとするためには、県、市町、関係団体が連携をし、地域おこし協力隊、集落支援員、生活支援コーディネーターなど、現在、地域で活躍している人材との連携、協力の輪を広げていくとともに、地域の農地を保全する日本型直接支払制度を含め、地域の振興、福祉、観光、教育と多面からの支援をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

[委員]

関連事業を説明いただきましたが、推進事業、これが多分核になると思います。この事業というのは、市町村単位で対応する事業でしょうか？

また、これまでどういう事業がされてきたか、これまでの状況について教えていただけませんか。

[県]

本事業は、市町村ごとではなく、東部、南部、西部地域において、それぞれ県で地域別農業振興計画をたてておりまして、これを実行していくため、それぞれの県域で、県で執行するものです。具体的にはそれぞれの地域の事業 PR や情報発信に活用しております。

[委員]

事業としてお金がついているわけですか。

[県]

そうですね、大きな規模ではありませんが。

[委員]

わかりました。事業 PR とかそういった活動で、その地域に貢献できるような形で負担するわけですね。

[委員]

実情を教えてくださいんですけど、にし阿波地域は、世界農業遺産に四市町が関係していることもあり、他の地域より連携が密なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

[県]

西部県域は、世界農業遺産に平成 30 年に認定されました「にし阿波の傾斜地農耕システム」のエリアと被っています。さらに、この地域では、食と農の景勝地・SAVOR JAPAN という認定も受けています。そのそれぞれで、推進協議会が立ちあがっており、西部総合県民局の農林水産部とお話のあった 2 市 2 町が、その部分でもしっかり協議会を通じて連携しております。そして、食と農の景勝地、世界農業遺産のそれぞれの計画の中身が、この振興計画の中に基本的には盛り込まれていますので、委員にお話しいただいたように 2 市 2 町にかかる様々な計画が重層的に地域に被っているということもあって、他の地域と比べると、確かに連携が強いというところがあると思います。

以上